○関東地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番三三まで	前	五〇・三四～八八・二八メートル	〇・〇九〇キロメートル
	後	四五・三三～八二・一九メートル	〇・〇九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月二十五日

○関東地方整備局告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十六号

占用を制限する区域	図面縦覧場所
町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番一二まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十五日

○関東地方整備局告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十四号

占用を制限する区域	図面縦覧場所
東京都墨田区両国四丁目三番五地内	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十五日

○関東地方整備局告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　三百五十七号

占用を制限する区域	図面縦覧場所
船橋市栄町二丁目二七三〇番一〇五九号から同市栄町二丁目六番七地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十五日

○中部地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪四六五四番一から同市中川区吉津一丁目二三五番まで	前	六四・五九～二〇三・八三メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	六五・六五～二〇六・三〇メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市中川区島井町一一七番から同市中川区吉津一丁目二三五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月二十五日